

第15回教育委員会会議

1 日時 平成30年7月10日 火曜日 午後3時30分～午後5時00分

2 場所 大阪市役所屋上会議室

3 出席者

山本 晋次 教育長

林 園美 委員

森末 尚孝 委員

巽 樹理 委員

大竹 伸一 委員

林田 潔 都島区長兼区担当教育次長

大継 章嘉 教育監

金谷 一郎 顧問

多田 勝哉 総務部長

水口 裕輝 指導部長

三木 信夫 生涯学習部長

松村 智志 生涯学習担当課長

川阪 明 学事担当部長

大川 博史 学校適正配置担当課長

川楠 政宏 学校適正配置担当課長代理

飯田 明子 学校力支援担当部長

渡瀬 剛行 首席指導主事

山野 敏和 総務課長

大西 啓嗣 首席指導主事

井上 省三 教務部長

窪田 信也 教職員服務・監察担当課長

眞野 麻美 教職員服務・監察担当課長代理

川本 祥生 教育政策課長
橋本 洋祐 教育政策課長代理
ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

- (1) 教育長より開会を宣告
- (2) 教育長より会議録署名者に大竹委員を指名
- (3) 案件

議案第63号 大阪市社会教育委員の委嘱について
議案第64号 大阪市学校適正配置審議会委員の委嘱について
議案第65号 大阪市部活動指針について
報告第5号 大阪市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則
報告第6号 職員の人事について
協議題第7号 教育行政点検評価報告書（素案）等について
議案第66号 職員の人事について

なお、協議題第7号については会議規則第6条第1項第5号に該当することにより、議案第66号については会議規則第6条第1項第2号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

議案第63号「大阪市社会教育委員の委嘱について」を上程。

三木生涯学習部長からの説明要旨は次のとおりである。

社会教育委員は社会教育法及び大阪市社会教育委員条例に基づき、社会教育に関する諸計画の立案、教育委員会の諮問に応じ意見を具申する等の職務を行うために設置され、社会教育関係団体の代表や学識経験者等により構成されている。今回の議案については、任期満了に伴い、6名の委員について新規委嘱、1名の委員について再委嘱をしたいと考えている。

新規委嘱について、木原俊行氏の後任として学校教育と社会教育の連携に造詣の深い高田一宏氏を、社納隆博氏の後任として大阪市体育厚生協会からの推薦により辻本邦廣氏を、久隆浩氏の後任として生涯学習全般に造詣の深い出相泰裕氏を、立田慶裕氏の後任として

国際理解教育に造詣の深い野崎志帆氏を、平井美代子氏の後任として大阪市女性団体協議会からの推薦により前田葉子氏を委嘱したいと考えている。また、弘本由香里氏の後任として、教育行政に詳しい民間コンサルタントの立場から善積康子氏を委嘱したいと考えている。その他、松山信繁氏については第1期目の任期満了であり、再委嘱したいと考えている。

なお、本市の男女共同参画基本計画において、平成32年度までに本市の審議会の女性委員比率を40%以上とすることが目標とされているが、今回の議案が可決されれば、社会教育委員会議の女性比率は42.8%に達し、目標を達成することとなる。

質疑の概要は次のとおりである。

【林委員】 社会教育に関して活動していただいていると思いますが、具体的に1年間を通じてどのような活動をしているのですか。

【三木部長】 主な活動としまして、教育委員会の諮問に応じて意見具申することがあります。現在の生涯学習大阪計画に関して、その前提となるあり方について平成27年度から28年度にかけてご審議等をいただきました。

昨年度には新たな諮問等はなかったので、生涯学習大阪計画の進捗状況について各分野から報告を交え議論したり、あるいは「OSAKAみらいシティ」という、子どもたちが社会を学ぶために開発したプログラム教材の活用のあり方についての研究討議をしたり、他都市の好事例を委員からご紹介いただいて、それらを共有して今後の大阪市の社会教育に生かしていくといった活動を行いました。

【林委員】 わかりました。学習指導要領が新しくなって、そのなかで社会に開かれた教育課程ということがうたわれていると思います。学校教育と生涯学習をどうつなげていくのかというのが1つ課題になっていると思います。前回の諮問をして計画を作成したときに、地域の人々の活用という観点と、リタイアされた方たちだけでなく現役世代も生涯学習でどのように学んでいけるのかという観点が必要であるとの議論をしたような記憶があります。次の計画の改定ですね。

【三木部長】 2020年度まで現行計画ですので、2021年度から新計画になります。来年2019年度には教育委員会会議から諮問をいただき、社会教育法の改正において地域学校協働活動が新たに盛り込まれましたので、地域全体で学校教育を支えていくために社会教育として、人と人、人と学びをつなぐという観点について、少なくとも来年度あたりからは検

討に入りたいと思っています。

【林委員】 防災教育の観点と、大阪の歴史や文化を子どもたちに継承していく観点の2つについて検討を進めていただきたいと思います。

また、地域にいる大人たちが子どもたちに何ができるかという観点で考えがちですが、これから高齢者が増えている状況も予想されていて、子どもたちがその方たちに何かできるのかという観点もあってもいいのかと思いますので、その点もご検討いただけたらと思います。

【三木部長】 わかりました。

【森末委員】 社会教育委員会議はどんな頻度で開催されていますか。

【三木部長】 定例の全体会議は、年に2回です。諮問等がありましたら、それに応じて分科会等も開いています。

【森末委員】 去年の実績は何回ぐらいですか。

【三木部長】 昨年度は2回です。

【大竹委員】 諮問がある場合以外のときに、社会教育という観点から、課題を見つけて議論をするということはないのですか。中期の計画を立てることも重要ですが、例えば計画をどうレビューするのか、ということもあります。年2回とでは活動が物足りないという気もしますので、その点をよく見てやっていただければ、ありがたいと思います。

その年々で考える課題というのは結構多いと思いますので、定例の会議に加えて、そういったことについても活動の中で検討してもらえれば、ありがたいと思います。

【三木部長】 わかりました。

【山本教育長】 教育委員会が、学校教育だけでなく社会教育も含めて全般的にどのような方向を見るかという観点に沿って、諮問内容が出てくるものだと思いますので、社会教育のあり方についても、新しい学習指導要領を見据えて、また議論をさせていただいて、中身のあるものにしていきたいと思います。

【森末委員】 前々回、協議題として将棋大会の開催を上げさせてもらいました。将棋についても社会教育的な観点がとてもあり、ご高齢の方も将棋を楽しんで生き生きとされていますので、そんな観点も検討していただければと思います。

【山本教育長】 また新しい社会教育委員との関係性も構築してまいりたいと思います。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第64号「大阪市学校適正配置審議会委員の委嘱について」を上程。

川阪学事担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

大阪市学校適正配置審議会は、市立小中学校の規模及び配置の適正化に関する重要事項について教育委員会の諮問に応じて調査・審議し、教育委員会に意見を具申する審議会である。今回、委員の任期満了に伴い、学識経験のある者7名及び教育委員会が適当と認める者6名の計13名を平成30年7月27日付で委嘱したい。

新井光淑氏、後藤博子氏、佐久間康富氏、前田葉子氏、吉川郁夫氏の5名を再任として、安藤福光氏、越村市二氏、高橋直子氏、田村知子氏、辻野けんま氏、豊原法彦氏、松山信繁氏、山上直子氏の8名の方を新任として、それぞれ委嘱したい。任期については、平成30年7月27日から平成32年7月26日までの2年間とする。

質疑の概要は次のとおりである。

【林委員】 適正配置は1つの大阪市の課題だと思っています。今後の人口の変化を予測することは難しいと思いますが、今はさまざまなデータの量も増えていると認識しています。その点について対応していただけるメンバーになっているのですか。

【川阪部長】 平成21年に答申をいただき、それに沿って現在学校配置の適正化を図っています。市内中心部において人口急増地域が増えていることの対応についても、委員の方々に審議をいただいています。

【林委員】 また今年度も進捗状況等をご報告いただけたらと思います。私の意見としては、小規模校をできるだけ統合して、小学校において少なくとも各学年2クラス以上の学校にしていきたいと思っています。ある程度人数のいる中で、子どもたちが揉まれながら学校教育を行うことで人間性が磨かれると思っています。できるだけ速やかに進めてほしいというのが私の意見です。

【川阪部長】 ありがとうございます。

【山本教育長】 もともと適正配置は、人口が増えた場合に新校を設置し、少なくなった場合に統合するという分かりやすい形でやってきたものを、平成22年に単学級を1つの小規模校と整理して統廃合を実務的に進めてきましたが、現実的にはそう簡単には進まない部分もあります。

一方で、児童急増対策は適正配置だけでは割り切れない緊急対策も要しますので、やり方を変えて、市長の直接のマネジメントでいろいろな手法を取り入れて進めています。そ

うした学校環境の維持向上についても一定の議論をいただいて、また教育委員会の観点を審議会のほうへご意見いただきたいと思っていますので、よろしくお願ひします。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第65号「大阪市部活動指針について」を上程。

飯田学校力支援担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

平成25年9月に策定した大阪市部活動指針について、今年3月にスポーツ庁が策定した部活動の在り方に関する総合的なガイドラインの趣旨等を踏まえて改定するものである。各学校においては7月、8月を準備期間とし、各学校の活動方針を作成し、教職員、生徒、保護者への周知を進め、9月から12月を試行実施期間とし、学校協議会で協議いただいた上で平成31年1月から大阪市部活動指針の完全実施をしまいたい。

全体の構成について、最初に意義を示すべきとの前回の会議での意見を踏まえ、1に「部活動の意義」、次ページで「2 位置づけ」、さらに8ページで「3 基本的な考え方」の順としている。議案書6ページの「バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする」という文言については、国のガイドラインの表現に合わせて修正している。ただし、本市では教育振興基本計画において「心豊かに力強く生き抜き未来を切り拓くための学力・体力の向上」を最重要目標の1つとして掲げ、学力向上に取り組んでいることから、この文言の前に「十分な休養の確保や学業との両立など」という文言を加え、より学業との両立が具体的にイメージできるようにしている。議案書の8ページ「基本的な考え方」の②の3行目にも同様に追記をしている。議案書13ページの「勝利至上主義より生徒第一主義」の枠囲みにおいても「十分な休養の確保や学業との両立など」との文言を加えるとともに、重複する表現を削除している。

前回、委員より熱中症に関する具体的な注意喚起が必要ではないかという指摘をいただいた。本市では、毎年度熱中症事故の防止について通知を行うとともに、環境省が算出する暑さ指数予報について嚴重注意あるいは危険レベルの予報値が出た場合に、その都度各学校にそうやってメールで連絡をしている。この暑さ指数情報に注意して特段の配慮を図る旨を、安全教育の実施のところに追記している。また、熱中症に関する参考資料に関してもあわせて記載している。

議案書19ページに柳本事務局顧問からのメッセージを掲載している。柳本顧問からは、指導者の意識改革、プレイヤーズファーストの精神がさらに浸透するよう、指導者のスキ

ルアップのための研修システムの構築や、今後の健康課題として、スポーツをする人たちだけでなく見る人や支える人も含めた新しい部活動のあり方について提言をいただいている。

表紙のページについて、現行方針では競技場の写真を使用していたが、勝利至上主義を連想させるのではないかと、もう少しプレイヤーズファーストをイメージさせる写真を添付してはどうかというご意見を前回委員よりいただいた。事務局において検討したが、適切な写真を定めることが難しかったことから、写真は削除している。

以上の内容を踏まえ、A3版のリーフレット「大阪市のめざす部活動」についても、同様の内容となるように修正をしている。

質疑の概要は次のとおりである。

【異委員】 ありがとうございます。約1年間検討と議論を重ねて、やっと大阪市の部活動指針ができたと思います。今後は正しい部活動のあり方について、保護者、教職員、子どもたちに理解してもらうことが必要ですので、これを作成して終わりということではなく、指針がうまく回っているか、課題がないか、困難なことが起こっていないのか、現場の先生の声聞いていただいて、引き続き注視していただきたいと思います。

指針の「はじめに」にも記載がありますが、大阪市では桜宮高校の事案がありましたので、二度と同じことが起こってはならないという思いは皆さん共通していると思います。注目もされていると思いますので、全国のモデル市として今後の部活動を進めてほしいと思います。よろしくお願いします。

また、今回の部活動指針を出すことによって、勝利を目指してはいけないとか、部活動をマイナス的な要因に捉えられることがあってはいけないと思います。学力と部活動のバランスのとれた、目指すべき短時間の部活動のなかで限りなく努力して頂点を目指すことについては変わりないと思っています。体罰も排除して、バランスのとれた生徒第一の部活動の新しいやり方を求めていくべきと思っています。よろしくお願いします。

【森末委員】 熱中症の関係の記載で、暑さ指数（WBGT指数）とありますが、これについて校長はどのように把握をするのですか。

【飯田部長】 毎年5月に、熱中症事故の防止についての通知を各学校に出しています。その中で暑さ指数について詳しく説明を記載しています。また、健康局から大阪市の暑さ指数についての通知が日々来ますので、嚴重注意や危険といった学校で配慮する必要があ

る予報が出たときは、3時間区切りの時間帯において各学校に注意喚起を通知しています。

【林委員】 この件は1年かけてずっと議論をしてきて、国の方針が出て、大阪市の方針が形になってきたものだと思います。いろいろな観点から議論をしました。教員の負担軽減の観点もありましたし、安全の指針の観点もありましたが、やはり今までの部活動で抜けていたのは、生徒の充足という観点だったと思います。

スポーツなどを一生懸命やりたい子どもたちにとっては、部活動は充足したものだったかもしれませんが、そうでない生徒も実はたくさんいて、そういう生徒たちのニーズにも応えていていただきたいと思います。スポーツに限らず部活動も転換点を迎えていて、形を変えていくと期待しています。今回の指針を事務局から校長先生に落としこんでいただいて、その後はモニタリングをやっていただきたいと思っています。細かくでなくていいので、定点観測をしてもらえたらと思います。

【山本教育長】 いろいろな角度からのご議論をいただいた成果物がやっとできました。ご指摘いただいたように、これは現場の中で十分理解をいただく必要があるものですので、充実した部活動をつくるために、先生だけでなく子どもたちとも話をして、指導部を中心として、各学校でコミュニケーションを十分にとっていただきたいと思います。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第5号「大阪市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則」及び報告第6号「職員の人事について」を一括して上程。

多田総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

「改正の理由」について、近年、市内中心部における児童生徒数が急増傾向になっていることに対応するため、平成30年3月29日に開催された市長をトップとした局横断的なプロジェクトチーム会議において、特に課題のあるとされた学校の対応策が確認された。このプロジェクトチーム会議で確認された対応策の具体化に向け、可及的速やかに計画を策定し、推進する体制を整備する必要があることから、「改正の内容」にあるように、学校環境整備担当部長の設置を行ってきた。施行期日については、全市的な人事異動日程に合わせ、平成30年7月1日付とした。

新設した学校環境整備担当部長には、総務部学事課長の忍康彦を昇任のうえ充て、後任には総務部学校適正配置担当課長の武井宏蔵を充てた。武井の後任には総務部教育政策課公設民営学校担当課長代理の村川智和を充て、村川の後任には総務部総務課担当係長の中

村浩之を昇任のうえ充て、中村の後任には生涯学習部担当係長の川入美知子を充てた。川入の後任には総務部施設整備課の友永智子を昇任のうえ充てた。人事異動については全市における人事異動の発令日である7月1日付で大阪市教育委員会教育長専決規則2条第1項に基づき教育長急施専決処分を行ったことから、同条2項により本日報告を申し上げる。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

協議題第7号「教育行政点検評価報告書（素案）等について」を上程。

多田総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

この報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条及び大阪市教育行政基本条例第6条各項に基づき、市長及び教育委員会が毎年教育振興基本計画に掲げる事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、作成するものである。平成29年度の教育委員会の活動状況や教育委員会としての取組の総括及び教育委員よりいただいた自己評価、さらに、局運営方針に掲げている各具体的取り組みについての課題の改善策などで構成している。今後、外部の有識者から素案についての講評をいただき、案については、改めて市会提出予定案件として9月の教育委員会会議にて議決のうえ、10月の決算市会上程し、ホームページにも掲載したいと考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【林委員】 点検評価を以前よりも早く実施したとのことですが、それはすごくいいことだと思います。もし全国学力・学習状況調査の結果が間に合うのであれば、報告書に盛り込んで1年間の総括を記載するべきだと思います。なかなか1年では結果が出てこない可能性もありますが、少なくとも4年のスパンでは見て、その結果をみんなで議論をして、意見があったら1年ごとに変えていくべきだと思います。

我々も去年1年の成果をある程度把握して、次にどうしていくかという議論を予算のときまでにできればよいと感じました。

【森末委員】 地教行法の26条において「教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理・執行状況について点検及び評価を行って報告書を作成し、議会に提出、公表する」、「教育委員会は学識経験を有する知見の活用を図る」とあり、本市の教育行政基本条例では「市長及び教育委員会は、教育振興基本計画の進捗を管理するため、毎年、共同してその点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを市会に提出するとともに、公

表しなければならない」となっています。

教育委員の各個人がみずから自己採点、自己点検するという点について、大阪市の他の執行機関や他の教育委員会においてはどのような状況ですか。

【川本課長】 教育行政基本条例が制定されたときの経過から、この自己評価をやっています。委員の自己評価はこの点検評価を活用しながら行うこととされており、大阪府にも同じ条文があります。他の都市ではこういう条例がありませんので、こういった自己評価はしていないと思われま

【森末委員】 大阪府も同じような書き方をしているのですか。

【川本課長】 一人一人がこういう書き方をしているというのは本市だけかと思われま

【大竹委員】 要は的確に議題を取り上げて議論をしているのか、自主的なテーマを見つけて議論しているのかについて、十分であったか不十分であったかとかいうことだと思いますので、今のやり方は少し違和感がある感じがします。

【森末委員】 全体として何をするのが、本当の趣旨としてあると思いますので、大阪府がどのように書いているのかを参考にして、一度検討していただければと思います。

【多田部長】 また確認いたします。

【大竹委員】 個々の1つ1つの良し悪しは当然ありますが、それよりも全体がうまく回っているかといった議論をしていくほうが良いと思います。1年目はよかったかどうか、それぞれ委員さんがどう考えているか意見をされた方が、建設的な感じがします。

【山本教育長】 また記述の仕方について、合議制の執行機関にふさわしいようなコメントの形態を検討いただきたいと思います。

議案第66号「職員の人事について」を上程。

井上教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

被処分者は小学校教諭である。処分内容は地方公務員法第29条第1項各号による懲戒処分として減給10分の1を二月としたい。

個人情報を持ち出しについては様々な事故防止策を講じており、平成26年7月以降はUSBメモリー等の電磁的記録媒体に個人情報を保存、持ち出すことを一切禁止している。当該教諭は私物のノートパソコンを同校に持ち込み、校外活動等の画像データ約120点を保存し、1年間の児童の様子を紹介するフォトムービーを作成した。翌日、当該教諭は画像

データを保存した状態の当該パソコンを自宅に持ち帰り置いていた。当該教諭は画像データを保存したままの当該パソコンを別件で使用するために再度同校に持ち込み、業務終了後、当該パソコンを通勤用かばんに入れて退勤した後、友人らと飲酒し、翌日、帰宅する途中で休憩したところ、寝入ってしまった間に通勤用かばんごと当該パソコンを紛失した。紛失した個人情報の中に児童の画像データ以外の個人情報は含まれていなかった。

大阪市職員基本条例では児童生徒等の個人情報の適正な管理を怠った教職員は、減給または戒告とすると規定されている。本件では、私物のノートパソコンに個人情報を無断で保存し持ち出しを行った点、昨年9月に全教職員に対し私物のパソコン本体等に個人情報を保管してはいけないことを具体的に周知徹底するなど再三の指導を行っているにもかかわらず違反した点の2点を考慮し、減給10分の1、二月が相当であると考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 減給においても、いろいろな減給の仕方や額があると思います。処分にあたっては、先例を見ながら平等性や公平性を検討していると思いますが、これだけ見ても、過去の例と整合性が合っているかがよくわかりませんので、その点を今後は説明していただけるとありがたいと思います。

【井上部長】 わかりました。

【森末委員】 画像データだけを取り込んだのですか。

【井上部長】 写真を集めてきて、それをフォトムービーにして翌日の学級懇談会で見せようと思ったようですから、取り込んだのは写真だけです。

【大竹委員】 それは学校ではできなかったのですか。

【井上部長】 学校のパソコンには、フォトムービーのソフトが入っていない学校もあります。

【大竹委員】 フォトムービーをつくらうということ自体は非常にいい発想だと思いますので、そういうのを禁止してだめだというだけではなく、そういう場合にはどういうふうにしたらいいのか、少し考えておいたほうがいいと思います。

(5) 山本教育長より閉会を宣告